

<さいきの森整備事業>



佐伯市では、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮していくため、健全で優良な森林の造成を目指すことを目的に、以下の事業に対し、森林環境譲与税を財源として補助を行っています。

※森林の面的な整備が対象となります。



①小規模森林整備事業

【事業内容】

森林経営計画の対象でない小規模な森林の除伐または間伐
(国・県の補助事業の対象でない森林整備)

※施業面積：0.05ha以上

【対象者】

- ・森林所有者

【補助金額】

19万円／haに施業地の面積を乗じた金額または補助対象経費の2/3のいずれか低い金額

(1 申請当たりの補助金上限額：30万円)



～～裏面に続く～～

【問い合わせ先】

佐伯市農林水産部林業課
林業振興係

Tel： 2 2 - 4 2 1 4

Fax： 2 2 - 3 4 7 7

<さいきの森整備事業>



②危険林整備事業

【事業内容】

自然災害により被災した森林の復旧（被害木の整理）及び倒木の危険性が高い森林、枯損木、過度に成長した樹木等の伐採・片付け

※施業面積：0.01ha以上

【対象者】

- ・危険林所有者
- ・被害を受ける恐れのある者

【補助金額】

補助対象経費の2/3（伐採後素材として売却する場合は、経費から差し引く。）

（1 申請当たりの補助金上限額：30万円）



③生活環境保全林整備事業

【事業内容】

住環境の改善や野生動物被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要であると認める森林のうち、道路や住居等に隣接する森林の整備

※施業面積：0.05ha以上

【対象者】

- ・森林所有者等で組織する団体
- ・生活保全林の所在する地域の自治会

【補助金額】

80万円／haに施業地の面積を乗じた金額または補助対象経費のいずれか低い金額

（1 申請当たりの補助金上限額：100万円）

